平成２９年（フ）第１５８２号
福岡市東区香住ヶ丘３丁目27番17号
債務者　廣田　　晃（旧姓荒木）
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
　　福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１６４８号
福岡市中央区地行１丁目15番３号
債務者　飯山　里美
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
　　福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１６６９号
福岡県大野城市筒井１丁目６番35―１号
債務者　小田　李紗（旧姓矢野・辛嶋）
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
　　福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１６７０号
福岡市中央区高砂１丁目15番32号
債務者　辻本えり子（旧姓奥寺）
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
　　福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１６８７号
福岡県大野城市上大利３丁目３番２号　セリーン大利301号
債務者　山下　翔子
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
　　福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１６８８号
福岡市城南区荒江団地25番504号
債務者　小貫　友子（旧姓藤本）
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
　　福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１６９０号
福岡市西区今宿東１丁目16番６―207号
債務者　木村　　宏
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
　　福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１６９２号
福岡市城南区片江３丁目７番６号
債務者　太田　宏美（旧姓綱嶋・高瀬）
1　決定年月日時　平成29年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
　　福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１７０７号
福岡県筑紫野市大字本道寺12番地５
債務者　岸本真之介
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
　　福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１７０９号
福岡市東区塩浜１丁目28番44号
債務者　髙田　康平
1　決定年月日時　平成29年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
　　福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１７１２号
福岡市南区清水２丁目20番２―406号
債務者　高橋　　勝
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
　　福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１７１５号
福岡市東区多の津５丁目３番20―606号
債務者　籾井　利典
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
　　福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１７１８号
福岡市博多区千代３丁目６番２―1407号
債務者　城代　　健
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
　　福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１７３２号
福岡県朝倉郡筑前町四三嶋903番地44
債務者　神應寺順子
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
　　福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１７４１号
福岡市早良区原団地18番101号
債務者　緒方　利之
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
　　福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１７５３号
福岡県宗像市自由ヶ丘南３丁目１番地15
債務者　古川　辰夫
1　決定年月日時　平成29年11月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
　　福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１７５８号
福岡市中央区春吉２丁目12番11号
債務者　井上　雅夫
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
　　福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１７７１号
福岡県太宰府市国分５丁目16番10号
債務者　原田多惠子
1　決定年月日時　平成29年11月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
　　福岡地方裁判所第４民事部